

12 その他

(1) 市税の税率及び納期一覧表(令和5年度)

税目		税率		納期	備考					
市 民 税	個人	均等割	市民税 3,500円 県民税 1,500円	(普通徴収) 第1期 6月1日から6月30日 第2期 8月1日から8月31日 第3期 10月1日から10月31日 第4期 翌年1月1日から1月31日 (特別徴収) 6月から翌年5月まで (公的年金からの特別徴収) 4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月	所得割税率については、平成19年度から適用 公的年金からの特別徴収は、平成21年10月から開始 均等割税率は、平成26年度から適用					
		所得割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市民税</th> <th>県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額</td> <td>6%</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>			区分	市民税	県民税	課税総所得金額	6%
	区分	市民税	県民税							
課税総所得金額	6%	4%								
法人	均等割	50,000円 (~ 以外の法人) 120,000円 (1,000万円以下・50人超) 130,000円 (1,000万円超 ~ 1億円以下・50人以下) 150,000円 (1,000万円超 ~ 1億円以下・50人超) 160,000円 (1億円超 ~ 10億円以下・50人以下) 400,000円 (1億円超 ~ 10億円以下・50人超) 410,000円 (10億円超・50人以下) 1,750,000円 (10億円超 ~ 50億円以下・50人超) 3,000,000円 (50億円超・50人超) ()内金額は資本金等の金額、人数は戸田市市内の従業者数	原則として事業年度終了の日から2月以内	均等割の税率計算に当たっての「資本金等の金額」は、「資本金及び資本準備金の合算額」を下回った場合、当該合算額にて、均等割の税率計算を行う。 令和元年9月30日以前開始の事業年度については、「100分の8.4」とあるのは「100分の12.1」、「100分の6.0」とあるのは「100分の9.7」の税率が適用						
法人税割	「100分の8.4」。ただし、資本金等の金額が1億円未満でかつ法人税額が1千万円未満の法人は、「100分の6.0」									
固定資産税	土地 家屋 償却資産	100分の1.4	第1期 5月1日から5月31日 第2期 7月1日から7月31日 第3期 12月1日から12月25日 第4期 翌年2月1日から2月末日	免税点 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円						
都市計画税	土地 家屋	100分の0.2								
軽自動車税(種別割)	原動機付自転車 第1種50cc以下 第2種50ccを超え90cc以下 第2種90ccを超え125cc以下 ミニカー 軽自動車 2輪のもの(側車付含む) 3輪のもの 4輪乗用(営業用) " (自家用) 4輪貨物(営業用) " (自家用) 小型特殊自動車 農耕作業用のもの その他のもの 2輪の小型自動車	年額 2,000円 " 2,000円 " 2,400円 " 3,700円 " 3,600円 " 3,900円 " 6,900円 " 10,800円 " 3,800円 " 5,000円 " 2,400円 " 5,900円 " 6,000円	5月1日から5月31日	平成27年4月1日から適用(税率) 平成27年3月31日以前に登録した車両は旧税率を適用 軽自動車(旧税率) 3輪のもの 年額 3,100円 4輪乗用(営業用) " 5,500円 " (自家用) " 7,200円 4輪貨物(営業用) " 3,000円 " (自家用) " 4,000円 3輪、4輪(乗用、貨物)は標準税率以外にグリーン化特例、重課税が適用						
市たばこ税	1,000本につき 6,552円		当月分を翌月末までに申告納付	(手持品課税) 税率引上げ日に、店舗等において合計20,000本以上所持する場合、税率引上げ分に相当する税を課税						
入湯税	入湯客1人1日150円		前月分を毎月15日までに申告納付	次に掲げる者は課税を免除する 年齢12歳未満の者 一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する者 日帰り施設において入湯する者						
国民健康保険税	医療分 所得割 8.00% 均等割 31,800円 賦課限度額 65万円 支援分 所得割 1.60% 均等割 9,500円 賦課限度額 22万円 介護分 所得割 1.42% 均等割 12,500円 賦課限度額 17万円		(普通徴収) 第1期 7月1日から7月31日 第2期 8月1日から8月31日 第3期 9月1日から9月30日 第4期 10月1日から10月31日 第5期 11月1日から11月30日 第6期 12月1日から12月25日 第7期 翌年1月1日から1月31日 第8期 翌年2月1日から2月末日 (公的年金からの特別徴収) 4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月	平成23年度から医療分の資産割、平等割を廃止 平成30年度から医療分、支援分、介護分の所得割、均等割をそれぞれ改定 令和4年度から医療分の均等割を改定 令和5年度から医療分の均等割を改定 令和5年度から支援分の賦課限度額を20万円から22万円に改定						

(2) 税務関係諸証明公簿閲覧状況 (令和4年度)

(単位:件)

証明種類	月別													小計 (市役所分)	合計 (美笹支所・戸田公園駅前 出張所分を含む)
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
納税証明	350	394	459	392	418	358	428	384	317	424	383	456	4,763	5,906	
完納証明	54	51	65	86	60	94	172	118	31	50	154	53	988	988	
所得証明	24	21	102	112	77	59	49	62	24	31	17	46	624	1,227	
課税証明	664	695	1,632	969	853	732	757	737	552	664	585	636	9,476	12,773	
非課税証明	224	378	631	566	503	379	282	365	242	237	172	195	4,174	6,013	
営業証明	5	4	2	3	5	2	6	7	6	7	4	6	57	57	
評価証明	601	297	322	243	267	269	233	211	185	191	252	181	3,252	3,252	
公課証明	95	209	183	147	125	134	111	122	67	103	131	103	1,530	1,530	
公簿閲覧 (土地公図・名寄帳)	7	8	50	50	49	55	52	36	47	162	182	54	752	752	
住宅用家屋証明	68	42	48	43	69	63	39	138	76	42	93	66	787	787	
その他の証明	3	4	7	3	10	4	0	2	3	6	2	6	50	50	
合計	2,095	2,103	3,501	2,614	2,436	2,149	2,129	2,182	1,550	1,917	1,975	1,802	26,453	33,335	

(注) 納税証明は、無料分及び国民健康保険税分を含む。

証明種類	発行場所	
	美笹支所	戸田公園駅前 出張所
納税証明 (完納証明を含む)	170	973
所得証明	100	503
課税証明	326	2,971
非課税証明	323	1,516
営業証明	0	0